

○請狀之事 【諸井(三) 家文書No.4152】

【書き下し文】

請狀之事

禪宗金屋村天龍寺旦那

一(宇)うめ

給金五兩⑩ニ相極只今

當(当)戌十四才

慥⑩ニ請取申候、外兩度

仕着施貴殿方ニ而被成下候、

右極メ来亥正月⑩午年

二月二日迄中七ヶ年⑩季

無相違⑩為相勤可申候、

右書面之女我等養女ニ貫⑩ひ請慥成者ニ付

年季御奉公ニ差出し申候處(処)實(実)正⑩ニ御座候、

此者ニ付何方⑩も構無御座候、此もの取逃(逃)

欠落等仕候ハ、早速尋出し品物相弁御渡⑩

可申候、且御宿方町并(並)御作法堅⑩為相守可申候、

萬(万)一病氣又は違変之儀ニ而御奉公相勤兼

候ハ、請取候給金早々御返⑩し可申候、宗旨之儀ハ前書

之通禪宗⑩ニ紛れ無御座候、為後日請狀仍而如件、

八幡山町

当人 うめ(爪印)

文久二戌年十一月

人主 九左衛門⑩

請人 安五郎⑩

本庄宿 泉右衛門殿

【読み下し文】

請状の事

禅宗金屋村天龍寺旦那

一うめ

給金五両に相極め只今

當(当) 戌十四才

慥かに請け取り申し候、外兩度

仕着施貴殿方にて成し下され候、

右極め来る亥正月より午年

二月二日迄中七か年季

相違無く相勤めさせ申すべく候、

右書面の女我ら養女に貰い請け慥か成る者に付き

年季御奉公に差し出し申し候處實正に御座候、

此の者に付き何方よりも構い御座無く候、此のもの取り逃げ欠落等仕り

候わば早速尋ね出し品物相弁じ御渡し申すべく候、且つ御宿方町并御作

法堅く相守らせ申すべく候、

萬一病氣又は違変の儀にて御奉公相勤めかね

候わば請け取り候給金早々御返し申すべく候、宗旨の儀は前書の通り禅

宗に紛れ御座無く候、後日のため請状仍って件の如し、

八幡山町

当人 うめ(爪印)

文久二戌年十一月

人主 九左衛門印

請人 安五郎印

本庄宿 泉右衛門殿